

具 体 的 な 施 策

【 第 2 次 実 施 計 画 】

【 第 3 次 実 施 計 画 】

1 相談事業の充実		
(1)	巡回相談事業の実施	ホームレスが個々に抱える健康上の問題や社会的な問題を十分に把握し、問題解決を図り、自立に導くため、巡回相談事業を実施する。
(2)	総合相談窓口の設置	ホームレス状態の人やワーキングプア、ニアホームレスなど幅広く相談できる窓口を設置する。

2 自立に向けた支援		
(1)	自立支援施設の設置	シェルター機能, アセスメント機能, 就労支援機能, 日常生活機能の複数の機能を有する核となる自立支援施設を設置する。
(2)	サテライト型施設の検討	

(3)	安定した生活の場を確保するための支援	
(4)	中間施設の検討(グループホーム的施設)	
(5)	多様な就労形態の検討	都市型就労だけでなく、農村・山間部にサテライト型施設を設置するなど就労支援を検討する。
(6)	就労と福祉的施策を組み合わせた支援	

3 生活保護の適正実施		
(1)	入院を要する者や緊急搬送された者に対して必要に応じて生活保護を適用	
(2)	要援護者に対して、状況に応じて自立支援策や救護施設の活用および生活保護を適用	

4 保健及び医療の確保		
(1)	結核検診	
(2)	巡回相談・窓口相談事業	巡回相談や窓口相談を実施するとともに、関係機関や民間団体の医療相談等と連携する。
(3)	入院協力金制度	

5 アフターケア事業(自立後の支援)		
	再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活ができるよう支援するため、アフターケア事業を実施する。	

6 関係機関や民間団体との連携		
(1)	NPOやボランティア団体等との連携	
(2)	医療や法律、福祉等の専門機関との連携	
(3)	県内市町村及び近県等との情報交換	
(4)	民生委員・児童委員などの関係機関との連携	

7 人権擁護		
(1)	社会福祉協議会, 民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携	
(2)	人権啓発センター, 人権擁護委員, 法務局などとの連携	
(3)	市職員, 施設関係職員, 地域団体へ研修	

8 地域における生活環境の改善		
(1)	公園等における巡回指導・巡回相談	}
(2)	公共性が高い駅や地下街等の民間施設における巡回相談	
(3)	福祉部門と公園や河川等の管理部門, 民間施設の管理者等との連携強化 洪水等災害時の連絡調整	

1 相談事業等による個々人のニーズに応じた支援		
充実	(1) 巡回相談事業の充実	高齢化・長期化, 抱える問題の複雑化など多様化する諸問題に対応するため、巡回対象者についても接触の度合いに応じた支援計画を作成する。支援計画を定期的に見直すことにより課題と解決策を明らかにし、ホームレスの自立に繋げる。そのために必要な人員については考慮する。
変更	(2) 総合相談窓口の設置の検討	総合相談窓口については、生活困窮者支援制度の動向を見ながら設置を検討する。

2 ホームレス自立支援事業の推進		
変更	(1) 自立支援施設の運営	現在、機能分散型で設置している各施設が効果的に機能している。核となる施設は望ましいが、設置場所の選定に課題があるため、設置も視野に入れつつ現状で充実を図る。
削除	(現在の分散型の施設で充分機能しており必要性がないため削除)	
新規	(2) 自主退所者等への対応の検討	自立支援施設において入所者個人毎の支援計画の作成を徹底し、適宜見直すことにより課題の洗い出しを行い、支援の充実、自主退所者の減少を図る。
継続	(3) 安定した生活の場を確保するための支援	
継続	(4) 中間施設の検討	
変更	(5) 多様な就労形態の検討	すぐには一般就労につながらない人には、中間的就労も必要である。中間的就労について検討する。
継続	(6) 就労と福祉的施策を組み合わせた支援	

3 生活保護法による適正な保護の実施		
継続	(1) 急迫保護等による生活保護の適用	
継続	(2) 要保護者支援事業の活用	

4 保健及び医療の確保		
継続	(1) 結核検診	
充実	(2) 巡回相談・窓口相談事業	済生会福岡総合病院が実施する「ホームレスのインフルエンザ予防接種」については継続して連携していく。 また、月1回の同病院と巡回相談員との同行訪問のほかに病院独自での巡回相談もH25から計画されており、結果については情報共有することとしている。
継続	(3) 入院協力金制度	

5 安定した社会生活継続のための支援		
充実	(1) アフターケア事業の充実	原則として、自立支援施設等の退所者全員にアフターケア事業を実施し、個人毎の支援計画を適宜見直すことにより再ホームレス化の原因究明・防止に努める。 そのために必要な人員については考慮する。
新規	(2) 追跡調査の実施	アフターケア事業終了時に、本人の同意を得たうえで、追跡調査(アンケート)の実施を検討する。

6 関係機関や民間団体との連携		
継続	(1) 民間団体との連携	
継続	(2) 専門機関との連携	
継続	(3) 他の自治体との連携	
継続	(4) 地域との連携	

7 人権擁護・啓発活動の推進		
継続	(1) 福祉関係者との連携による啓発活動	
継続	(2) 人権に関する相談への対応	
継続	(3) 研修等による啓発活動	

8 地域における生活環境の改善		
継続	(1) 公共施設等の適正利用の確保	
継続	(2) 災害時の連絡調整	